

## 4月から在職老齢年金の支給停止調整額が「47万円」に改定

### ◆受給開始を迎える方、受給されている方は要注意！

在職中の方でも年金（在職老齢年金）が受けられますが、年金額や給与に応じて年金額が支給停止されます。この支給停止額に用いる基準額が4月から「47万円」に改定されます。

この額は賃金の変動に応じて見直されることになっており、前年度は「46万円」でした。在職老齢年金の仕組みによる支給停止が行われるのは次の場合です。

### ◆60歳台後半の方

支給停止が行われるのは、老齢厚生年金の受給権者が被保険者である月において、「その者の総報酬月額相当額（標準報酬月額とその月以前1年間の標準賞与額の総額÷12）＋基本月額（年金額÷12）」が支給停止調整額「47万円」を超える場合に、その月の年金額について、支給停止が行われます。

【総報酬月額相当額＋基本月額が47万円を超える場合、1月について次の額の支給を停止】  
⇒（総報酬月額相当額＋基本月額－「47万円」）×1/2

### ◆60歳台前半の方

支給停止が行われるのは、老齢厚生年金の受給権者が被保険者である月において、「その者の総報酬月額相当額（標準報酬月額とその月以前1年間の標準賞与額の総額÷12）＋基本月額（年金額÷12）」が支給停止調整開始額「28万円」を超える場合に、その月の年金額について、支給停止が行われます。

【総報酬月額相当額＋基本月額が28万円を超える場合、1月について次の額を支給停止】  
⇒（1）基本月額が28万円以下で、総報酬月額相当額が47万円（支給停止調整変更額）以下  
総報酬月額相当額＋基本月額－「28万円」×1/2  
⇒（2）基本月額が28万円以下で、総報酬月額相当額が47万円超  
（「47万円」＋基本月額－「28万円」×1/2＋（総報酬月額相当額－「47万円」）  
⇒（3）基本月額が28万円超で、総報酬月額相当額が47万円以下  
総報酬月額相当額×1/2  
⇒（4）基本月額が28万円超で、総報酬月額相当額が47万円超  
「47万円」×1/2＋（総報酬月額相当額－「47万円」）



## 「マイナンバー制度」対応で必要となる準備事項とは？

### ◆来年1月から番号利用がスタート

今年10月からマイナンバー（個人番号）の市区町村から全国民への通知が開始され、来年1月からはマイナンバーの利用が始まります。

制度がスタートすると、企業は給与所得の源泉徴収票の作成や社会保険料の支払い等においてマイナンバーの取扱いが必要となりなますが、日本経団連では、3月9日に「マイナンバー制度への対応準備のお願い」という文書を発表し、主な準備事項を示しました。

### ◆必要となる準備事項の内容は？

上記文書では、制度開始に向けて企業は次の事項を行わなければならないとされています。

#### 1. 対象業務の洗い出し

##### (1) マイナンバーの記載が必要な書類の確認

- ・給与所得の源泉徴収票、支払調書等の税務関係書類
- ・健康保険・厚生年金保険、雇用保険関係書類

##### (2) マイナンバー収集対象者の洗い出し

- ・従業員等（従業員に加えて役員やパート・アルバイトを含む）とその扶養家族
- ・報酬（講師謝礼、出演料等）の支払先
- ・不動産使用料の支払先
- ・配当等の支払先

#### 2. 対処方針の検討

##### (1) 組織体制の整備

##### (2) 社内規程の見直し

##### (3) 担当部門・担当者の明確化等

##### (4) 身元（実在）確認・番号確認方法に係る検討、明確化等

##### (5) 物理的安全管理措置の検討（区域管理、漏えい防止等）

##### (6) 収集スケジュールの策定

#### 3. マイナンバー収集対象者への周知

##### (1) 収集までのスケジュールの提示（収集開始時期等の確定）

##### (2) 教育・研修

##### (3) 利用目的の確定・提示

#### 4. 関連システムの改修（自社にてシステム構築を行っている場合）

##### (1) 人事給与システム

##### (2) 健康保険組合システム

#### 5. 委託先・再委託先の監督等

##### (1) 委託先の選定

##### (2) 必要かつ適切な監督を行うための契約の締結（取扱い状況を把握する方法を含む）



## 4月の税務と労務の手続提出期限 [提出先・納付先]

### 10日

- 源泉徴収税額・住民税特別徴収税額の納付 [郵便局または銀行]
- 雇用保険被保険者資格取得届の提出<前月以降に採用した労働者がいる場合>  
[公共職業安定所]
- 労働保険一括有期事業開始届の提出<前月以降に一括有期事業を開始している場合>  
[労働基準監督署]

### 15日

- 給与支払報告に係る給与所得者異動届の提出 [市区町村]

### 30日

- 預金管理状況報告の提出 [労働基準監督署]
- 労働者死傷病報告の提出<休業4日未満、1月～3月分> [労働基準監督署]
- 健保・厚年保険料の納付 [郵便局または銀行]
- 日雇健保印紙保険料受払報告書の提出 [年金事務所]
- 労働保険印紙保険料納付・納付計器使用状況報告書の提出 [公共職業安定所]
- 外国人雇用状況報告 (雇用保険の被保険者でない場合) <雇入れ・離職の翌月末日> [公共職業安定所]

平成27年4月1日 第136号 大羽労務管理事務所